

部局名:教育委員会事務局

令和2年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	学びのSTEAM化推進事業費	7,460	1
2	英語教育推進事業費	2,033	5
3	就学前教育の質向上事業費	4,072	9
4	不登校対策事業費	6,071	13
合 計		19,636	

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 高校教育課

事業概要

細事業名		学びのSTEAM化推進事業費					区分	新規	
施策		222	個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成						
基本事業		22204	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成						
根拠 (法令等)									
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<p>Society5.0の社会において、本県においても国際的な舞台で積極的に活躍・発信する人材や、AI, IoT等に関連する部門で活躍できる人材等の育成が求められています。</p> <p>そのような社会を生きる高校生は、グローバルな視野に立って自らの考えや意見を適切に伝え、異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度、文章や情報を正確に読み解き、対話する力や、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力を身に付ける必要があります。</p> <p>このため、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、アート (リベラルアーツ) (Art(s))、数学 (Mathematics) を活用した文理融合の課題解決型教育に取り組みます。</p>							
事業目標		<p>① STEAM教育に係る調査・研究</p> <p>→ 県内高等学校で、STEAM教育（文理融合の課題解決型学習）に取り組み、成果物を発信できる学校数を、令和5年度までに30校以上にします。</p> <p>→ AIドリル等、EdTechを活用している学校数を令和5年度までに30校以上にします。</p> <p>② 三重STEAM教育フォーラム（仮称）への中高生の参加</p> <p>→ 三重STEAM教育フォーラム（仮称）に参加する学校数を、令和5年度までに20校以上にします。</p>							
前年度からの変更点									
事業の必要性と期待される効果		<p>○必要性</p> <p><STEAM教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> 大学や企業等と連携して、分野横断型の応用研究に取り組み、国際的な舞台で積極的に活躍・発信する人材を育成することが求められています。 							

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最先端技術を活用して、産業界が抱える課題を解決し、本県ならではのものづくり産業等で即戦力として活躍できる人材を育成することが求められています。 ・ このような人材を育成するため、ICTを活用した効果的な指導法を確立する必要があります。 <p><EdTechを活用した個別最適化された学びの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育を終えた子どもたちのほとんどが高等学校に進学する中、子どもたちの興味・関心や学力の状況が多様化し、個別最適化された学びが求められています。 ・ 多様化する子どもたちに対応するため、EdTechを活用した効果的な指導法を確立する必要があります。 <p>○期待される効果</p> <p>研究校において、STEAM教育やEdTechを活用した個別最適化された学びを推進する指導法のモデルを確立し、他の県立高等学校に展開していくことによって、県全体で、ICT活用、教員の意識改革、課題解決型の探究的な学びが推進されます。</p> <p>子どもたちは、このような学びをとおして、文章や情報を正確に読み解き、対話する力や、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力の基礎となる力を身に付けることができます。</p>
--	--

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学、技術、工学、芸術、数学の分野を関連づけたSTEAM教育を2タイプの研究校、EdTechを活用した個別最適化された学びを1タイプの研究校において推進します。 ・ EdTechを効果的に活用した学習によって協働しながら課題を探究したり、解決したりする時間を創出し、文章読解力、探究力、論理的思考力の育成に向けた指導法について研究を行います。 ・ 三重STEAM教育フォーラム（仮称）を開催し、研究校の成果を普及します。
------	--

取組内容等

○学びのSTEAM化推進事業費 7,460千円(7,460千円)

○「学びのSTEAM化」研究実践事業

Society5.0の時代を生き抜く人材を育成するため、次の3タイプの研究校を定め、タイプ別の取組を実施します。

アドバンスタイプ、テクニカルタイプの2タイプではSTEAM教育、ベーシックタイプではEdTechを活用した個別最適化された学びの研究に焦点を定めます。

その成果を発表するとともに、県内の高等学校に広く周知を図るため、「三重STEAM教育フォーラム（仮称）」を開催します。

【アドバンスタイプ】1校（進学者が多い高校）

これまでのSSHやSGHなどの実践をベースに、「創る」をめざすことで、学びのSTEAM化を図ります。

→ SSH校では、理数系の基礎研究が数多く行われてきました。学びをSTEAM化すること

により、企業等とも連携した分野横断型の応用研究に取り組み、社会生活に役立つ学びに近づけます。

例：飛行機の翼を創ろう！（航空機メーカー等と連携）

【テクニカルタイプ】2校（農業高校、工業高校）

農業高校と工業高校がそれぞれの強みを生かしながら、共通の課題を解決するために取り組み、「知る」と「創る」の好循環を起こします。例えば、農業界が抱える課題（農業従事者不足、耕作放棄地の増加、過酷な労働環境、鳥獣害など）を、最先端技術（AIやロボティクス等）を取り入れることで解決していきます。

例：IoTで農業生産管理システムを創ろう！

自動運転技術を使用した農業ロボットを作製しよう！

【ベーシックタイプ】1校

（論理的思考力や課題解決力の基礎となる力を向上させていきたい高校）

例：EdTechの活用（個別最適化）に係る研究

- ・ EdTechの活用効果を対象外のクラスとの比較によって検証します。
- ・ AIによるドリル学習により、個別のつまづき箇所の解消をめざします。
- ・ 活用及び授業法を研究し、他校へ普及させます。

【三重STEAM教育フォーラム（仮称）】

学びのSTEAM化研究指定校やSSH研究指定校、県外のSTEAM教育実践校の生徒等による「三重STEAM教育フォーラム（仮称）」を開催します。

※ 年1回、（小中）高の教員（午前）、生徒（午後）が一堂に集まり、実践発表を行います。

→ 物理・化学、生物・地学、数学、情報、地理、機械・電気、ロボティクス、建築、芸術等の分野において興味ある研究に取り組んだ生徒を、学校をこえて集め、研究成果を発表し合うことによって学びの効果をさらに高めることをめざします。また、アドバイザーとして各分野の第一人者を招聘し、研究に対する助言をもらうとともに、各分野の分科会を開催し、研究をさらに深めます。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会 小中学校教育課

事業概要

細事業名	英語教育推進事業費					区分	一部新規
施策	222	個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成					
基本事業	22203	グローバル教育の推進					
根拠 (法令等)	学習指導要領等						
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算額						
	決算額						
事業の目的	新学習指導要領に対応した外国語教育を実施するため、授業改善および教員の指導力向上を図ります。						
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 拠点となる小学校の授業モデルや評価方法等を活用することにより、県内全域で授業の質の向上を図り、児童生徒の英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することをめざします。 中学校において、英語授業の半分以上の時間、生徒の英語による言語活動を行っている割合を85%以上にすることをめざします。（平成30年度：69.5%） 						
前年度からの変更点	<u>英語教材作成支援システムを導入します。</u>						
事業の必要性と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度実施の全国学力・学習状況調査では、全国平均と同等の正答率でしたが、正答率が56%という低い結果となり、文章の概要や要点をとらえたり、自分の考えを書くことなどに課題がみられたことから、新学習指導要領をふまえた授業改善が必要とされています。 小中学校を通して、児童生徒が主体的に英語を用いてコミュニケーションを図る力を向上します。 <p><英語教材作成支援システムの導入について></p> <p>○必要性</p> <p><u>・ 中学校新学習指導要領（令和3年度全面実施）においては、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の4技能5つの領域のバランスのとれた育成を通じて、英語による実践的なコミュニケーションを図る資質・能力を育成することが求められています。そのため、授業においては、英語の意味が分かるだけでなく、必要な情報を選び、概要、要点をとらえることや、自分の気持ちや思いを即興でやりとりすることなど、生徒の英語による言語活動を充実させることが必要です。</u></p>						

- ・ しかしながら、新学習指導要領をふまえた授業改善に向けた市町の対応は様々で、市町によっては、英語の指導主事が不在のため学校への支援が不足していたり、近隣の学校が少ないため自発的な研修や教材づくりが進みにくい現状があり、地域によって県内の生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力に差ができるおそれがあります。
- ・ 県内すべての生徒に英語による実践的なコミュニケーション能力を育成する一定の水準の英語教育を保証するためには、県が主導して市町と連携しながら授業改善を進めるとともに、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成が進みにくい環境にある中学校において、英語教材作成支援システムの導入による効果を検証し、システムの有用性や成果を県内に普及する必要があります。

○期待される効果

- ・ 英語教材作成支援システムの導入により、生徒は、授業の中でネイティブの音声に触れたり、生徒の実生活に応じた場面や状況で自分の気持ちや思いをやりとりしたりする活動をより多く体験できるようになることから、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成が期待できます。
- ・ 英語教材作成支援システムの導入により、教員は、より質の高い教材づくり、授業づくりを効率的に行うことができ、新学習指導要領をふまえた英語による言語活動の充実を図った授業を実践できるようになります。
- ・ 市町内の全中学校に英語教材作成支援システムを導入し、より効果的な授業づくりを県の指導主事が支援することや、市町内の各学校の実践を互いに交流することによって、市町全体の授業改善が進みます。
- ・ 教員が、新学習指導要領をふまえた英語による言語活動の充実を図った授業づくりと実践を経験することにより、授業改善を図るための力量など、教員のスキルアップが図られます。

取組詳細

取組概要

- ・ 小中学校における英語教育について、効果的な指導法、評価の在り方について研究を行い、県内全域に事業成果を普及します。
- ・ 中学校において、多くの音声や教材が利用できる英語教材作成支援システムを活用し、英語の授業を実践的なコミュニケーションの場とします。
- ・ 三重の魅力を英語でまとめた作品を募集し、優良作品を紹介します。
- ・ 教科調査官を招へいし、授業改善についての研修会を実施します。

取組内容等

(1) 実践協力校の設定

- ・ 英語による言語活動の充実に取り組みます。
- ・ パフォーマンス評価、評価の在り方等の実践研究及びその成果を普及します。

(2) 英語教材作成支援システムの導入【特定政策課題枠】

2,033 千円 (2,033 千円)

- ・ 新学習指導要領の全面実施（令和3年度）に向けて、授業において互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動を充実するため、英語教材作成支援システムを県内の中学校に導入します。
- ・ 豊富な英文の素材から効率的に質の高い教材づくりや会話練習等を行うことができる教員向けの英語教材作成支援システムの導入により、授業改善と働き方改革の両立を図ります。
- ・ モデル地域として一定の市町を指定して域内の中学校（9市町28校を計画）に導入し、システムの活用によって作成・実践した教材や指導案について、教員同士の研修を行うことで、教員の指導力向上を図ります。
- ・ システムの導入による効果を検証し、その成果の情報共有を図ります。

<システムの特長>

教科書で学習する内容に応じたもので、日本の中学生にとって親しみのある場面や状況の英会話文例が豊富に登録されているシステムを導入することによって、生徒は、授業でネイティブによる英会話を繰り返し聞いたり、そのネイティブの音声を相手に会話練習をしたりすることができます。

また、教員は教科書で学習する文法や使いたい言葉などから、条件にあった英文を検索したり、著作権を気にせず、英文の文字データからプリント教材やテストなどを作成したりして、授業改善を進めることができます。

(3) ワン・ペーパー・コンテストの実施

- ・ 中学生が身につけた英語力を活用し、三重のよさを英語で発信する機会として、ふるさと三重についての学習を深め、英語でその魅力をまとめる活動を実施します。
- ・ 優秀作品を県民や観光客に広く発信します。

(4) 新学習指導要領（指導と評価の一体化）に係る研修会

- ・ 県内小中学校教職員を対象に国の調査官を招へいし、新学習指導要領をふまえた授業改善についての研修会を実施します。

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 教育委員会事務局 小中学校教育課

事業概要

細事業名	就学前教育の質向上事業費					区分	一部新規	
施策	233	子育て支援と幼児教育・保育の充実						
基本事業	23301	幼児教育・保育の充実						
根拠 (法令等)	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の幼稚園・認定こども園・保育所における子どもたちへの効果的な指導により、県内全体の就学前教育の質的向上を図ります。 ・ 子どもたちが生涯を通じて活躍できるよう、自己肯定感をはじめとした非認知能力等を育成します。 							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内幼稚園・認定こども園・保育所における就学前教育の質の向上と保幼小の円滑な接続の推進を図ります。 ・ 保幼小の円滑な接続のため、就学前教育における好事例の普及や就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を推進します。 							
前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教育内容面での質向上を一体的・総合的に推進する体制づくりに取り組みます。</u> 							
事業の必要性と期待される効果	<p>○必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキル、いわゆる非認知能力を幼児期に身に付けることが、生涯にわたる人格形成や生活の基礎を培う上で極めて重要な役割を担っているという研究結果などから、幼児教育の重要性への認識は高まっています。</u> ・ <u>このようなことを背景に、幼稚園、認定こども園、保育所において育みたい資質・能力が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、幼稚園教育要領、保育所保育指針等に共通して示されました。</u> ・ <u>※ 保育所保育指針の改定(平成30年3月)により、保育所も幼児教育を担う施設として位置づけられました。</u> ・ <u>一方で、これまで市町によって設置する施設の状況や所管する部署が異なることなどにより、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見据えた教育・保育についての取組の状況が異なっています。</u> 							

・ 幼稚園、認定こども園、保育所における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、いずれの施設類型においても子どもたちに非認知能力をはじめとする資質・能力が小学校就学時に一定の水準で育まれるよう取り組む必要があります。

○期待される効果

・ 幼児教育スーパーバイザー及び幼児教育アドバイザーを配置し、教育内容面での質向上を一体的・総合的に推進する体制をつくることにより、県内の全ての地域で施設類型の区別なく一定の水準の幼児教育が行われ、非認知能力をはじめとした子どもたちに育みたい資質・能力の育成が図られます。

・ 県の取組に対して、幼児教育について専門的な知見を有する幼児教育スーパーバイザーから継続的な指導・助言を受けることにより、より効果的な取組が行われることが期待できます。

（県の取組に対するスーパーバイザーの役割）

* 県の取組成果の検証結果の分析についての指導・助言

* 就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの取組方法、各園の実施結果の分析及びその活用方法についての指導・助言

* 幼児教育アドバイザーが共通した助言・支援を行うための援助

・ 市町の担当者や園長等を対象とした研修会で幼児教育スーパーバイザーが助言・支援を行うことにより、市町においては、幼児教育について方針・計画の策定が進むとともに、策定された方針・計画に基づいた取組の充実が期待できます。

・ 県内の約30園程度（市町による施設の類型や数の違い等を考慮しながら県全域をカバーする予定）に幼児教育アドバイザーを派遣し、幼稚園、認定こども園、保育所に対する一体的・総合的な助言・支援、研修等を実施することにより、県内の就学前教育の質向上や保育者の専門性の向上が図られます。

取組詳細

取組概要

・ 幼稚園・認定こども園・保育所において、域内全体の就学前教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進める体制の構築を図ります。

・ 子どもたちの自己肯定感ややり抜く力などを高める効果的な指導、保幼小の円滑な接続に資する取組が各施設で実施されるよう、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の活用を図ります。

・ 就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用に取り組み、家庭と協力した生活習慣の確立に努めます。

取組内容等

（1）就学前教育の質向上事業 【特定政策課題枠】

4,072千円（2,036千円）

・ 県内の全ての幼稚園・認定こども園・保育所において、幼稚園教育要領、保育所保育指針等で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に向けた教育・保育の充実、各施設と小学校との連携の充実を図るため、各市町や各施設に対して、一体的・総合的な助言、情報提供、研修等の支援を推進する部局横断的な体制整備を進めます。

・ 県の関係部局や幼児教育アドバイザーへの助言を行う幼児教育スーパーバイザー（1名・大学教授等の有識者）を県教育委員会に配置し、月4回程度、県の施策を進めるための助言、幼児教育アドバイザーが各施設へ共通した助言・支援を行うための援助、各市町が実施する研修会の支援等を行います。

・ 園長経験者等の幼児教育について豊富な経験を有する幼児教育アドバイザー（3名）を市町に派遣し、幼稚園・認定こども園・保育所における就学前教育の質向上を図ります。幼児教育アドバイザーは、市町と連携しながら県内の約30園程度に年間2～3回程度訪問し、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言・支援を行います。

（アドバイザーの派遣について）

アドバイザー3人は、県全域をカバーするために、県の北部・中部・南部の各8～10園程度の施設に派遣します。施設数の内訳は、幼稚園、認定こども園、保育所のすべての施設類型、さらに類型ごとに公立・私立、園の規模の大小など、それぞれ条件の異なった様々な園に派遣します。

アドバイザーは、各園に年間2～3回程度（年度の初め頃に園や園児の状況の把握とその状況に応じた取組へ助言・支援、年度の中頃に園の取組と園児の状況の変化の把握と取組の修正、年度の終わり頃に取組成果の確認）派遣します。

アドバイザーの助言・支援により、条件の異なった園でそれぞれに応じた効果的な取組の実践が行われ、様々な取組成果が得られることにより、今後、各市町・園がそれぞれの実情に応じた取組を県が支援できるようになります。

<効果の検証について>

・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に照らして子どもたちがどの程度の心身の発達を遂げているかについて、保護者や幼児教育施設へのアンケート調査を行い、事業の前後で子どもたちの発達の伸長を確認し、成果を検証したいと考えています。

（参考）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目
健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現

・ 幼児教育について方針・計画を策定して取り組む市町の数を増やします。

（2）幼児教育推進事業

- ・ 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の活用を進めるため、その実践事例の普及啓発を図ります。
- ・ 就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを活用に取り組み、より効果的な活用を紹介するなどその取組の充実を図り、家庭と協力した生活習慣の確立に努めます。

事業概要

細事業名	不登校対策事業費					区分	一部新規	
施策	224	安全で安心な学びの場づくり						
基本事業	22403	不登校児童生徒への支援						
根拠 (法令等)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめや暴力行為等の問題行動と不登校などの生徒指導上の諸課題の未然防止のため、子どもたちが主体的に活動できる学校づくりに向け、指導者を養成し、学校の組織力を高めます。 ・ 不登校の未然防止（すべての児童生徒を対象とした授業づくりや集団づくり等）、初期対応（不登校の兆しが見えた児童生徒を対象とした組織的な対応等）の取組を、推進市において、県・市教育委員会指導主事が連携して進めます。 ・ 不登校児童生徒への支援を行っている学校外の公的機関・民間施設、みえ不登校支援ネットワークと連携した取組を行うことで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実します。 ・ <u>不登校児童生徒が家庭や教育支援センター、フリースクール等自分に合ったさまざまな場所で一人ひとりに応じた多様な学びを進められるように支援します。</u> 							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導上の諸課題を総合的に支援する力を身に付け、「チームでの支援」による生徒指導体制づくりに向け中核となるミドルリーダーの育成をめざします。 ・ 居場所づくりや絆づくりをとおして、すべての児童生徒が自己有用感を感じ、安心して学べる魅力ある学校をつくることで、新たな不登校が生まれにくい環境づくりを進めます。 ・ <u>有識者や不登校支援アドバイザー（仮称）の助言・援助のもと、教育支援センターの指導員や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援を実施することにより、子どもや保護者の状況に応じた支援の方法を確立します。</u> ・ <u>学校とフリースクール等との情報共有や連携を推進するとともに、フリースクール等で学ぶ子どもたちが自己肯定感を高めるための体験活動等を支援し、子どもたちの社会的自立を目指します。</u> 							
前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校外での多様な学び支援事業を新設します。</u> 							

<p>事業の必要 性と期待さ れる効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止に係る教職員の指導力が高まるとともに、「チームでの支援」の推進により、学校としての組織力が向上します。 ・未然防止、早期発見・早期対応の取組が学校全体で行われるとともに、小中学校の連携による取組をとおして、児童生徒が授業等において主体的に活動し、不登校児童生徒数の減少や問題行動の減少につながります。 <p><学校外での多様な学びの支援について></p> <p>○必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不登校児童生徒数は小学校 672 人、中学校 1,599 人、高等学校 670 人（平成 30 年度）で増加傾向となっています。そのうち、90 日以上欠席している児童生徒数は小学校 316 人、中学校 1,010 人、高等学校 161 人で、小中学校については過去最多となっています。また、その要因は複雑化しており、個々によって異なっているため、一人ひとりの状況に応じた支援は喫緊の課題となっています。</u> ・<u>これまでは学校復帰を前提とした支援が行われてきましたが、『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（以下、『教育機会確保法』という。）』が制定され、必ずしも学校復帰を前提としない社会的自立を目指した支援が求められています。</u> ・<u>不登校児童生徒のうち、教員（養護教諭以外）を除いて、どの相談機関等ともつながっていない児童生徒が約 30%います。その中には、福祉的支援が行き届きにくいケースや保護者が不安を感じているケースもあり、福祉的な観点を持った訪問型支援が求められています。しかし、このような訪問型支援に関するノウハウがないため、県として、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援のノウハウ（誰が誰に対して、どのような支援を行うことが有効なのか）を確立し、県内に普及していく必要があります。</u> ・<u>『教育機会確保法』において、学校外での学習活動等に対する支援が求められており、フリースクール等との意見交換において、体験活動等の多様な学びへの支援に対する要望が高い状況にあります。</u> <p>○期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育支援センターを中核として、不登校児童生徒への支援体制が広がり、社会的自立に向けた取組が促進されます。</u> ・<u>フリースクール等で学ぶ子どもたちが安心して学び、体験活動等の多様な学びを行うことで自己肯定感が高まり、社会的自立につながります。</u>
---------------------------------	--

<p>取組詳細</p>	
<p>取組概要</p>	<p>いじめ、不登校の未然防止及び早期発見・早期対応を図り、児童生徒が安心して学校生活を主体的に過ごせるように取り組めます。また、<u>課題を抱える児童生徒への支援の充実を図ります。</u></p>
<p>取組内容等</p>	

(1) 子どもの居場所づくり支援事業

- ・小中学校及び県立学校の生徒指導担当者に対して、それぞれの実態に応じた事例検討や、関係機関による研修を実施し、「チームでの支援」による生徒指導体制づくり等につなげます。

(2) 魅力ある学校づくり調査研究事業

- ・1,000人当たりの不登校児童生徒数が全国平均を超える中学校のうち、新たな不登校児童生徒数の減少をめざす取組を進める推進市を指定し、県・市教育委員会指導主事が連携して取組を進めます。
- ・推進市の成果と課題をふまえ、県内の他市町教育委員会へ普及啓発を行います。

(3) 学校外での多様な学び支援事業【特定政策課題枠】 5,526千円(3,707千円)

① 不登校児童生徒への支援についての実態把握・分析

- ・不登校支援アドバイザー(仮称)2名と有識者の協力を得ながら、不登校児童生徒の実態把握と分析を行います。

② 訪問型支援の実施及び支援方法のモデル化

- ・実態把握・分析に基づき、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による訪問型支援を行うとともに、有効な支援方法について研究を行い、モデル化します。
- ・不登校支援アドバイザー(仮称)2名が研究を踏まえながら、社会的自立に向けた訪問型支援が行われるよう、各教育支援センターの指導員に助言します。

③ フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

- ・フリースクール等が行う、不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行うとともに、必要に応じてフリースクール等へ臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家を派遣します。

④ 教育支援センタースタッフガイドと教員向けリーフレットの作成

- ・不登校児童生徒の実態把握・分析及び今後の支援の在り方についての研究をもとに、有識者等の助言を得ながら、『教育支援センタースタッフガイド』を改訂するとともに、『教育機会確保法』の趣旨を踏まえた教職員向けの不登校児童生徒対応リーフレットの作成を行います。